大阪府外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金交付要綱

**（趣旨）**

**第1条**　府は、介護業務に従事する外国人介護人材が円滑に就労・定着できるようにするため、予算の定めるところにより、府内の外国人介護人材を受け入れる介護保険施設等に対し、大阪府外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）及び「医療介護提供体制改革推進交付金、地域医療対策支援臨時特例交付金及び地域介護対策支援臨時特例交付金の運営について」（令和６年10月８日医政発1008第2号・老発1008第１号・保発1008第３号）の別紙「地域医療介護総合確保基金管理運営要領」に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

**（補助事業等）**

**第2条**補助金の補助事業、補助対象経費、補助事業者及び補助率（補助額）は、別表のとおりとする。

**（補助金の交付の申請）**

**第3条**　規則第4条第1項の申請は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出することにより行わなければならない。

　(1) 大阪府外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金交付申請書（様式第１号）

　(2) 要件確認申立書（様式1-4）

　(3) 暴力団等審査情報（様式1-5）

　(4) その他知事が必要と認める書類

**（補助金の交付の決定）**

**第4条**知事は、前条の規定による補助金の交付の申請があったときは、当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内で補助金の交付を決定する。

**（補助金の交付の決定の通知）**

**第5条**　知事は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに附した条件を申請者に通知するものとする。

**（補助の条件）**

**第6条**補助事業者は、補助金の申請時から補助金の額の確定を受けるまでの間に、規則第2条第2号イ～ハに規定する者に該当することとなった場合には、該当事項届出書（様式1-6）により、速やかに知事に届出を行い、その指示を受けなければならない。

**（補助事業の内容等の変更）**

**第7条**　規則第6条第1項第1号、第2号又は第3号に規定する知事の承認を受けようとする者は、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。なお、規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更とは、各経費区分において２０％以内の変更とする。

1. 大阪府外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金（内容変更・中止・廃止）承認申請書（様式第２号）
2. その他知事が必要と認める書類

**（規則第6条第2項の規定による条件）**

**第8条**規則第6条第2項の規定により附する条件は、次に掲げる条件とする。

　(1)　補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(2) 補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄附金等の資金の提供を受けてはならない。

　(3) この補助金の交付対象経費について重複して、他の補助金等の交付を受けてはならない。

(4) 補助事業に係る書類について、知事の求めに応じて提出しなければならない。

**（補助金の交付申請額の変更申請）**

**第9条**　補助事業者は、補助金の交付決定後の事情の変更により、申請額を変更して交付申請等を行う場合は、次に掲げる書類を知事が定める日までに提出しなければならない。

(1) 大阪府外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金変更交付申請書（様式第３号）

(2) その他知事が必要と認める書類

**（補助事業の遂行）**

**第10条**　補助事業者は、補助金交付決定の内容及びこれに附した条件その他法令等に基づく知事の処分に従い、補助事業を行わなければならない。

２　補助事業者は、補助事業の遂行上、必要があると認めて知事が指示した事項については、これを遵守しなければならない。

**（実績報告）**

**第11条**　補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了日の翌日から起算して30日以内又は補助事業完了の翌年度の4月15日のいずれか早い期日までに次に掲げる書類を、知事に提出しなければならない。

(1) 大阪府外国人介護人材受入施設等環境整備事業補助金実績報告書（様式第４号）

(2) その他知事が必要と認める書類

**（補助金の額の確定及び通知）**

**第12条**　知事は、前条の実績報告書の提出を受けた場合は、当該報告書等の書類の審査及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が交付の決定の内容及びこれに附した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

**（補助金の交付）**

**第13条**　知事は、前条の規定による補助金の確定後、当該補助金を交付する。

**（書類の保存）**

**第14条**　補助事業者は、事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保存しておかなければならない。

**（検査等）**

**第15条**　知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、又は帳簿書類等を検査することができる。

**（その他）**

**第16条**　この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別途定める。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和６年５月１日から施行する。

附　則

（施行期日）

　この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

別表（第２条関係）

|  |
| --- |
| 補助事業 |
| （１）外国人介護職員とのコミュニケーションを促進する取組み・雇用予定の外国人材が母国を出国する前に雇用予定先の介護施設等とオンラインによる通話を行うために必要な経費・介護業務マニュアル（介護の手順、介護用語の統一化等）の作成等に必要な経費・介護業務マニュアルの翻訳に必要な経費・多言語翻訳機の購入又はリースに必要な経費・外国人介護職員の日本語学習の支援（日本語講師による教育等）に必要な経費・外国人介護職員受入れ施設等の職員が異文化理解を図るための教育・研修を受講又は実施するために必要な経費・コミュニケーションの促進に資するような研修の受講経費・その他外国人介護職員とのコミュニケーションの促進に必要と考える経費（２）外国人介護職員の介護福祉士の資格取得に必要な取組み・介護福祉士資格取得を目指すために必要な教材の購入、外部講習等への参加、日本語講師による教育に必要な経費・その他外国人介護職員が介護福祉士の資格取得に必要と考える経費（３）外国人介護職員の生活支援に必要な取組み・孤立防止やホームシック等メンタルヘルスケアに必要な経費・地域の日本人や外国人との交流を促進するための交流会開催等に必要な取組み・その他外国人介護職員の生活支援に必要と考える経費 |
| 補助対象経費 |
| 上記の事業（１）～（３）に要する経費のうち、次の経費を補助対象とする。報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、教材費等）、役務費（通信費、通訳料等）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金 |
| 補助事業者 |
| 大阪府内で在留資格「技能実習」「特定技能」「留学」「特定活動（出入国管理及び難民認定法第７条第１項第２号の規定に基づき同法別表第１の５の表の下欄に掲げる活動を定める件（令和６年３月29日法務省告示第80号）第９号）」を有する外国人介護人材を受入れている次の介護保険施設等を運営する法人。1. 指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
2. 介護老人保健施設
3. 介護医療院
4. 指定地域密着型介護老人福祉施設（地域密着型特別養護老人ホーム）
5. 認知症対応型共同生活介護事業所（認知症高齢者グループホーム）
6. 養護老人ホーム
7. 軽費老人ホーム
 |
| 補助率（補助額） |
| ２／３ （基準額 30万円）　補助額：１施設等あたり上限額20万円。ただし千円未満切捨て。また、１回限りの交付とする。 |